

令和 3 年第 1 回
市議会臨時会資料

目 次

議案第 6 0 号關係	-----	1
議案第 6 1 号關係	-----	3 2
議案第 6 2 号關係	-----	3 8
議案第 6 3 号關係	-----	3 9
議案第 4 号關係	-----	4 3

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地方税法の改正に伴い、宅地等及び農地に係る令和3年度から令和5年度までの固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講ずるとともに、環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした軽自動車税の種別割の税率を軽減する特例措置を見直す等のため提案する。

2 根拠法規

地方税法（昭和25年法律第226号）第3条第1項

3 条例の概要

- (1) 退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が一定の要件を満たす場合には、退職所得申告書の提出に代えて、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第32条の10関係）
- (2) 令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。（附則第6条関係）
- (3) 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講ずることとした。（附則第7条、附則第22条関係）
- (4) 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講ずることとした。（附則第9条、附則第23条関係）
- (5) 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を講ずることとした。（附則第10条、附則第11条、附則第25条関係）
- (6) 用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税についての特例措置を講ずることとした。（附則第14条関係）
- (7) 特別土地保有税の課税の特例措置を3年間延長することとした。（附則第16条関係）
- (8) 環境性能割を課さないこととする一定の基準に該当する自家用の三輪以上の軽自動車の取得に係る期間を令和3年12月31日まで延長することとした。（附則第19条

関係)

- (9) 環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の特例措置について、基準の見直しを行った上で適用期限を2年間延長すること等とした。(附則第20条関係)
- (10) 規定を整備することとした。(附則第5条、附則第26条関係)
- (11) 所要の規定を整備することとした。(第32条の9、第58条の4、第85条、附則第3条、附則第15条、附則第19条の2、附則第21条、附則第27条から附則第29条まで関係)
- (12) この条例は、令和3年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(特別徴収税額) 第32条の9 第32条の8の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。 (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第32条の11第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第32条の4及び第32条の5の規定を適用して計算した税額 (2) 略	(特別徴収税額) 第32条の9 第32条の8の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。 (1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項及び第32条の11第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第32条の4及び第32条の5の規定を適用して計算した税額 (2) 略
2 略 (退職所得申告書) 第32条の10 略	2 略 (退職所得申告書) 第32条の10 略
3 <u>第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u>	
4 <u>前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u>	
(環境性能割の税率) 第58条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5	(環境性能割の税率) 第58条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1 (2) 法第451条第2項（同条第4項

12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

14 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 略

16 略

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第5条 次条から第15条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)

() 略

(5)

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第9条の場合には法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第11条の場合には法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項

(7) 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第6条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第34条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳

13 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

15 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、0とする。

17 略

18 略

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

第5条 次条から第15条まで及び附則第21条から第24条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)

() 略

(5)

(6) 前年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第9条の場合には法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第11条の場合には法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項、附則第21条の場合には法附則第25条第6項において準用する法附則第18条第6項、附則第22条の場合には法附則第26条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第24条の場合には法附則第27条の2第3項において準用する法附則第18条第6項)

(7) 略

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第6条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第34条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳

等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第34条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第7条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅

等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第34条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第7条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅

地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。

地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）

以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第10条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

略

2 略

3 略

4 令和2年度分の固定資産税について茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（令和3年茅ヶ崎市条例第19号）による改正前の茅ヶ崎市市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第10条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第10条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場

）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第10条 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

略

2 略

3 略

合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第11条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額) (当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分

の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例)

第14条 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。

(免税点の適用に関する特例)

第15条 附則第7条及び第9条から第11条ま

第11条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額

(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例)

第14条 平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(免税点の適用に関する特例)

第15条 附則第7条及び第9条から第11条ま

でのいづれかの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第37条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第7条、第9条又は第11条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第10条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第11条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第10条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条 附則第7条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第5条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第84条の7第1号及び第84条の13中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第7条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第84条の7第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3

（略）

5

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第19条 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年1

でのいづれかの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第37条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第7条、第9条又は第11条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第10条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第11条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第10条第1項

_____に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第16条 附則第7条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第5条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第84条の7第1号及び第84条の13中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第7条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第84条の7第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3

（略）

5

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第19条 法第451条第1項第1号（同条第4項_____において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年1

0月1日から令和3年12月31日までの間（附則第19条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第58条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第19条の2 略

2 神奈川県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 略

4 略

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第20条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第60条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については_____

_____、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

0月1日から令和3年3月31日までの間（附則第19条の7第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第58条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第19条の2 略

2 神奈川県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項_____において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 略

4 略

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第20条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第60条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第60条の規定の適用については_____

_____、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第60条の規定の適用については_____

_____、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 略

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第60条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 略

については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第60条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第21条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 略

3 略

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第22条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
第21条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 略

3 略

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第22条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額

（当該宅地等が当該年

度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅

地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅

地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負

担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該

度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅

地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅

地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負

担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該

商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第23条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

第25条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第10条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗

商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第23条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____）

_____を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

第25条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第10条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗

じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分

の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義）

第26条 附則第22条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第22条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第22条第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第22条第4項及び第5項並びに附則第23条第1項の「負担水準」とは法附則第17条第8号に、附則第23条第1項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第23条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第24条及び第25条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第25条第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替え

じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

て準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(個人の市民税の税率の特例)

第27条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第28条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第29条 略

(個人の市民税の税率の特例)

第26条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第27条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第28条 略

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例参照条文

○地方税法

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定するには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対し課する固定資産税等の特例に関する経過措置)

第十四条 市町村は、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三(新法附則第二十二条の二第二項において準用する場合を含む)及び第二十五条の三(新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む)の規定を適用しないことができる。

前項の場合には、新法附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で令和3年度から令和5年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(次項の規定の適用を受ける宅地等を除く)のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「用途変更宅地等」という)に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条(新法附則第二十二条の二第二項において準用する場合を含む)の規定を適用する。

第一項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で令和3年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「令和3年度の宅地等」という)、新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等で令和4年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「令和4年度の宅地等」という)又は同表第六項第四号に掲げる宅地等で令和5年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「令和5年度の宅地等」という)のうち、当該宅地等の類似土地(新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ)が令和3年度の宅地等に該当するもの(以下この項において「令和3年度の宅地等」という)において、それぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当するものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条(新法附則第二十二条の二第二項において準用する場合を含む)の規定を適用する。

第一項の場合には、令和3年度、令和4年度の宅地等に該当するものは令和2年度、令和4年度に係る賦課期日において同じ)が令和3年度の宅地等に該当するものとみなして、新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ)において、それぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当するものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条(新法附則第二十二条の二第二項において準用する場合を含む)の規定を適用する。

第一項の場合には、令和3年度分、令和4年度の宅地等に該当するものは令和2年度分、令和3年度に係る賦課期日において同じ)において、それぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当するものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条(新法附則第二十二条の二第二項において準用する場合を含む)の規定を適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 都市鉄道等利便増進法の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得された旧法附則第五条第二十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成三十一年四月一日から令和3年3月31日までの間に整備された旧法附則第五条第四十三条に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

第十八条 新法第七百四十八条第一項及び第七百四十九条第一項の規定は、令和4年1月1日以後に備付けを開始する地方税関係帳簿(新法第七百四十八条第一項に規定する地方税関係帳簿をいう。第四項において同じ)について適用する。

2 新法第七百四十八条第二項及び第七百四十九条第二項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる新法第七百四十八条第二項各号に定める地方税関係書類(同項に規定する地方税関係書類をいう。以下この項において同じ)について適用する。

3 新法第七百四十八条第三項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる同項の表の各号の下欄に掲げる地方税関係書類について適用する。

4 新法第七百四十九条第三項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる地方税関係帳簿又は新法第七百四十八条第二項各号に定める地方税関係書類に係る電磁的記録(同項第一項に規定する電磁的記録をいう。第六項において同じ)について適用する。

5 新法第七百五十条第一項及び第二項の規定は、令和4年1月1日以後に微する同項第一項に規定する地方税関係書類又は同日以後に提出する同項第二項に規定する書類について適用する。

6 新法第七百五十六条第三項の規定は、令和4年1月1日以後に提供を受ける同項第一項に規定する電磁的記録又は同項第二項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録又は同項に規定する電磁的記録について適用する。

7 新法第七百五十六条第四項の規定は、令和4年1月1日以後に新法第七十四条の二十四第三項の申告書の提出期限が到来する道府県たばこ税について適用する。

8 新法第七百五十六条第五項の規定は、令和4年1月1日以後に新法第四百四十四条の四十八第三項の申告書の提出期限が到来する軽油引取税について適用する。

9 新法第七百五十六条第六項の規定は、令和4年1月1日以後に新法第四百八十四条第三項の申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第十五条 新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新法の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十六条 四年新法第七百一条の三十四第三項(第十六号に係る部分に限る)の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和4年以後の年分の個人の事業(同日前に廃止された個人の事業を除く)に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業及び令和4年前の年分の個人の事業及び令和4年前の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 都市鉄道等利便増進法の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得された旧法附則第五条第二十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成三十一年四月一日から令和3年3月31日までの間に整備された旧法附則第五条第四十三条に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例に関する経過措置)

第十八条 新法第七百四十八条第一項及び第七百四十九条第一項の規定は、令和4年1月1日以後に備付けを開始する地方税関係帳簿(新法第七百四十八条第一項に規定する地方税関係帳簿をいう。第四項において同じ)について適用する。

2 新法第七百四十八条第二項及び第七百四十九条第二項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる新法第七百四十八条第二項各号に定める地方税関係書類(同項に規定する地方税関係書類をいう。以下この項において同じ)について適用する。

3 新法第七百四十八条第三項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる同項の表の各号の下欄に掲げる地方税関係書類について適用する。

4 新法第七百四十九条第三項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる地方税関係帳簿又は新法第七百四十八条第二項各号に定める地方税関係書類に係る電磁的記録(同項第一項に規定する電磁的記録をいう。第六項において同じ)について適用する。

5 新法第七百五十条第一項及び第二項の規定は、令和4年1月1日以後に微する同項第一項に規定する地方税関係書類又は同日以後に提出する同項第二項に規定する書類について適用する。

6 新法第七百五十六条第三項の規定は、令和4年1月1日以後に提供を受ける同項第一項に規定する電磁的記録又は同項第二項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録又は同項に規定する電磁的記録について適用する。

7 新法第七百五十六条第四項の規定は、令和4年1月1日以後に新法第七十四条の二十四第三項の申告書の提出期限が到来する道府県たばこ税について適用する。

8 新法第七百五十六条第五項の規定は、令和4年1月1日以後に新法第四百四十四条の四十八第三項の申告書の提出期限が到来する軽油引取税について適用する。

9 新法第七百五十六条第六項の規定は、令和4年1月1日以後に新法第四百八十四条第三項の申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用する。

新法第三百二十八条の七第一項の規定は、令和四年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法三百二十八条に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について提出する新法第三百二十八条の七第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した旧法第三百二十八条の七第一項の規定による申告書については、な
前例による。

おいて「機械装置等」という。中小事業者等が、同条第四十一項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第四十一項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお從前の例による。

新法附則第三十五条の二の三第五項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の市町村民税に
いて適用し、令和三年度分までの個人の市町村民税については、なお從前の例による。
別段の定めがある場合を除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に
該する事項にまつたる限り、新法の規定によることとする。

8 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十日までの間に整備された旧法附則第十五条第四十
三項に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税につ
いては、なお従前の例による。

6 新法第二百九十二条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の十二）の七の規定に係る部分
について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した
結事業年度分の法人の市町村民税については、なほ從前の市町村民税による。

9 地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二十六号)の施行の日から令和三年三月三十日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第六十四条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。

限る。以下この項において同じ。)並びに附則第八条第十七項(同号の規定に係る部分に限る)及
第十九項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以
後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

以下この項において同じ¹⁰をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡すを使用する事業を行う者が適用期間内に取得した同条に規定する先端設備等に該当するものに限り、同条第一項第一号に規定する者と同一の者であることを要する。

新法第二百九十二条第一項第四号の三（新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十八項（同号の規定に係る部分に限る。及び第二十項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行に付する。）

日以後に継続する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。
第十一条 附則第六条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分までの個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお前述の例による。

（二）「特例対象資産」としての取扱いに当たる場合、同条に規定する取扱いを受けることとする。但し、(1)の項において同条に規定する取扱いを受けることとする。(2)の項において同条に規定する取扱いを受けることとする。

(固定資産税に関する経過措置)
第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお從前の算

工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備であつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を（令和三年四月

による。
平成三十年四月一日から令和三年三月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

一日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産(を含む。)に対して課する附則第一条第七号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の一月一日(当該施行日の日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。こ

の場合において、令和三年四月一日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新法附則第六十四条の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法第五十三条第二項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第四十一

4 附則第一条规定に掲げる規定の施行の日から海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新附則第十五条第九項の規定の適用については、同項中「第三十九条の二十三」

第二項と、**第二条第十四項**とあるのは、**第三十六条第一項**とする。

5 あるのは、「第三十九条の二十二」とする。
都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）の施行の日から令和三年三月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産

小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において「同一事業者等」という。）をした同条に規定する特例対象資本（以下この項において「特例対象資本」という。）の中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約によりこれらを貸す事業を行なう者が（直ちに月額内に取引）

税については、なお從前の例による。
平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五各項第三十一項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお從前の例による。

2 小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）による契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお從前の例による。

前項の規定によりなお從前の例によることとされた附則第一条第四号に掲げる規定による改正前 の地方税法附則第六十四条の規定の適用がある場合における同法附則第六十四条の二及び第六十四条の三の規定の適用については、なお從前の例による。

(指定納付受託者から歳入等の徴収等)

第二百三十一条の四 指定納付受託者が第二百三十一条の二の五第一項の歳入等(分担金等である)ものに限る。以下この項において同じ。同条第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収については、地方税法第十三条の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

2 普通地方公共団体の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政官でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定により普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第十九条の四の規定を準用する。

4 普通地方公共団体の長は、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならぬ。

6 普通地方公共団体の長は、第四項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第四項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

8 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

9 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第七条 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正す

第二条第一項第四号及び第五号中「掲げるもの」の下に「並びにダムの用に供する洪水吐ゲート及び放流のための管(これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。)」を加える。

附則第十四項(見出しを含む。)中「平成三十一年度から平成三十三年度まで」を「令和四年度から令和六年度まで」に改める。

(航空機燃料譲与税法の一部改正)

第八条 航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

(航空機燃料譲与税の特例)

2 令和三年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)」の規定による航空機燃料税の收入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和三年度分の航空機燃料税(昭和四十七年法律第七号)」の規定による航空機燃料税に係る調査決定額(国税收納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第九条第二項において準用する会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第六条の規定による調査決定額)を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該收入額を超える場合は、当該超える額から当該收入額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額(当該控除した額が当該收入額を超える場合は、当該收入額を超過する場合は、当該收入額と「三月の収納に係る航空機燃料税の收入額の九分の二に相当する額を表九月の項中「三月」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の收入額の九分の二に相当する額を

る額に、同年の四月」と、「収納に係る航空機燃料税の收入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料税に係る調査決定額の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る航空機燃料税の收入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該收入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額(当該控除した額が当該收入額を超える場合は、当該收入額を超過する場合は、当該收入額を加算した額)と、同表三月の項中「収納に係る航空機燃料税の收入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料税に係る調査決定額の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る航空機燃料税の收入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該超える額の九分の二に相当する額を加算した額)を算出した額」とする。

当該調査決定額が当該收入額を超過する場合は、当該調査決定額を控除した額の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る航空機燃料税の收入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該超える額の九分の二に相当する額を加算した額)を算出した額(当該控除した額が当該收入額を超える場合は、当該收入額を超過する場合は、当該收入額を加算した額)とする。

当該調査決定額が当該收入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該超える額の九分の二に相当する額を加算した額)を算出した額(当該控除した額が当該收入額を超える場合は、当該收入額を超過する場合は、当該收入額を加算した額)とする。

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法の目次の改正規定(「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める部分に限る)、同法第十七条の六第三項第一号、第五十条の七第一項、第七十一条の五十一第三項及び第三百二十八条の七第一項の改正規定、同法第七章の章名の改正規定並びに同法第七百四十八条から第七百五十六条までの改正規定並びに同法附則第九条第二十一項の改正規定並びに同法附則第三条並びに附則第三条第三項及び第四項、第十条第三項並びに第十八条の規定令和四年一月一日

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法の目次の改正規定(「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める部分に限る)、同法第十七条の六第三項第一号、第五十条の七第一項、第七十一条の五十一第三項及び第三百二十八条の七第一項の改正規定、同法第七章の章名の改正規定並びに同法第七百四十八条から第七百五十六条までの改正規定並びに同法附則第九条第二十一項の改正規定並びに同法附則第三条並びに附則第三条第三項及び第四項、第十条第三項並びに第十八条の規定令和四年一月一日

二 第一条中地方税法の目次の改正規定(「第十三条の三」を「第十三条の四」に改める部分に限る)及び同法第一章第六節中第十三条の三の次に一条を加える改正規定並びに第六条並びに附則第十一条第二項から第五項まで及び第二十四条から第二十八条までの規定令和四年一月四日

三 第二条中地方税法第七十二条の二第二項第三号、第七十二条の二十四の七第二項及び第三項、第七十二条の四十一第一項第二号、第七十二条の四十八第三項第二号及び第九項並びに第七百一三条の三十四第三項第六号の改正規定並びに同法附則第九条第二十一項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに第三条並びに附则第六条、第七条及び第十六条の規定令和四年四月一日

四 第二条中地方税法附則第六十四条を削る改正規定、同法附則第六十四条の二の改正規定、同条を同法附則第六十四条の二とする改正規定並びに同法附則第六十五条第一項及び第七十三条の改正規定、同条を同法附則第六十四条の二とする改正規定並びに同法附則第六十五条第一項及び第七十三条の改正規定令和五年四月一日

五 第二条(前二号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第四条及び第十二条の規定令和六年一月一日

六 第一条中地方税法第三百四十九条の三第十八項の改正規定及び同法附則第十一条に二項を加える改正規定(第十八項に係る部分に限る)、同法附則第六十四条の改正規定(同条第一項中「前二条」を「附則第六十三条及び第六十四条」に改める部分を除く)並びに同法附則第六十六条第一項から第三項まで、第六十八条、第六十九条、第七十二条第三項及び第七十三条から第七十五条までの改正規定並びに附則第十二条第九項及び第十項の規定産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

附則第三十条第一項中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に、「第五項」を「第八項」に改め、同条第二項中「当該軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第三項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同条に次の三項を加える。」

6 第二項に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第四百四十六条第一項第三号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年四月分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8 三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、「同条に次の三項を加える。」

附則第三十一条の三第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条第一項から第四項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「同条第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十二年分」を「令和四年分」に改め、同条第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十五条の二の三第一項中「同項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）及び「特定保有株式」を削り、同条第五項中「特定保有株式」を削る。

附則第四十一条第三項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十八項」に改める。

附則第四十八条中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十一号）第十三条の規定による改正前の震災特例法」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十一号）第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」以下この条において「旧震災特例法」といふ。」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第十五条第一項）を「旧震災特例法第十五条第一項」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第十五条第一項）」を「旧震災特例法第十三条第一項」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第十五条第一項）」を「旧震災特例法第二十三条第一項」に改める。

附則第五十一条第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十日」に改める。

附則第五十二条第一項から第四項までの規定中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第六項中「令和三年度」を「令和八年度」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第十項及び第十一項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第二十六項」を「第二十三項」に改め、同条第十五項中「第二十项」を「第二十三項」に改める。

附則第五十五条第一項から第三項までの規定中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第五十六条第一項から第三項までの規定中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第六項中「令和三年度」を「令和八年度」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「令和三年度」を「令和八年度」に改め、同条第十項及び第十一項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第二十六項」を「第二十三項」に改め、同条第十五項中「第二十项」を「第二十三項」に改める。

附則第六十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

4 市町村民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四の二第五項及び第七項並びに第四十五条第六項の規定の適用については、附則第五条の四の二第五項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第七項並びに附則第四十五条第六項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

附則第六十二条第一項を「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改める。

附則第六十三条第一項中「第十条第七項第六号」を「第十条第八項第六号」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）」の施行の日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条中「構築物」を「償却資産」に改め、同条中「構築物」を「中小企業等経営強化法第五十三条第二項」に、「第三十六条第一項」を「第二条第十四項」に、「及び構築物（機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）並びに構築物（以下この条において「特例対象資産」という。）に、「家屋及び構築物を」を「特例対象資産を」に、「家屋及び構築物に」を「特例対象資産に」に改め、同条の次に次の二条を加える。（固定資産税の課税標準に係る課税明細書の記載事項の特例）

第六十四条の二前二条の規定の適用がある場合には、附則第十五条から第十五条の三まで、第六十三条又は第六十四条の二前二条の規定の適用がある場合には、附則第十五条から第十五条の三まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三まで、第六十三条又は第六十四条の二前二条の規定の適用がある場合には、附則第十五条から第十五条の三まで」とある。

第四百四十六条第一項第三号口中「第二項」を「第二項第二号」に改め、同号口(2)中「次項」を「以下この条」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同条第二項中「規定は、」の下に「令和十二年度基準工エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法並びに」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第三号口(2)中「次項」を「以下この条」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同条第二項中「規定は、」の下に「令和十二年度基準工エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法並びに」を加え、同項後段を次のように改める。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。)
第三号イ(3)	基準工エネルギー消費効率平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第三号口(2)中「次項」を「以下この条」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同条第二項中「規定は、」の下に「令和十二年度基準工エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法並びに」を加え、同項後段を次のように改める。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。)
第三号口(2)	基準工エネルギー消費効率平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第三号口(2)中「次項」を「以下この条」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同条第二項中「規定は、」の下に「令和十二年度基準工エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法並びに」を加え、同項後段を次のように改める。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。)

第四百四十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項(第三号イに係る部分に限る。)の規定は、令和十二年度基準工エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない三輪以上の軽自動車であつて、令和二年度基準工エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準工エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している三輪以上の軽自動車(第四百五十二条第五項において「令和二年度基準工エネルギー消費効率等算定軽自動車」という。)について準用する。この場合において、同号イ(2)中「令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第四百五十二条において「令和十二年度基準工エネルギー消費効率」という。)に百分の七十五」とあるのは、「令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の九九」と読み替えるものとする。

ハ エネルギー消費効率が令和二年度基準工エネルギー消費効率以上であること。

4 第一百五十五条第一項中「又は第三項」を加え、同項第一号口中「令和二年度基準工エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準工エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値」に改め、同号に次のように加える。

ハ エネルギー消費効率が令和二年度基準工エネルギー消費効率以上であること。

5 第一百五十五条第一項第二号口中「百分の百二十」を「百分の百五十」に改め、同条第二項中「ガソリン軽自動車」を「次に掲げるガソリン軽自動車」に改め、同条第二項の各号のいずれも該当するもので総務省令で定めるもの(以下この条及び第二項第一号口中「令和十二年度基準工エネルギー消費効率等算定軽自動車について準用する。」の下に「又は第五項」を加え、同項各号を次のように改める。)に該当すること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超過しないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和十二年度基準工エネルギー消費効率に百分の五十五を乗じて得た數値以上であること。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超過しないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準工エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た數値以上であること。

三 第四百五十五条第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項の表を次のように改める。

第一項第一号口	令和二年度基準工エネルギー消費効率に百分の六十九
第一項第二号口	平成二十七年度基準工エネルギー消費効率に百分の百二十
第二項第一号口	令和二年度基準工エネルギー消費効率に百分の五十五
第二項第二号口	平成二十七年度基準工エネルギー消費効率に百分の百十五

第四百五十五条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、令和二年度基準工エネルギー消費効率等算定軽自動車について準用する。この場合において、第一項第一号口中「令和十二年度基準工エネルギー消費効率に百分の八十七」と、第二項第一号口中「令和十二年度基準工エネルギー消費効率に百分の六十一」とあるのは、「令和二年度基準工エネルギー消費効率に百分の五十五」とあるのは、「令和二年度基準工エネルギー消費効率に百分の八十八」と読み替えるものとする。

第七章の章名中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める。

第七百四十八条の見出し中「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改め、同条中「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に改め、「者」の下に「それぞれ」を加え、「の上欄に掲げる」を「に定めるに、」であつて、それぞれ該当各号の下欄に掲げる道府県知事の承認を受けたときは「に定めたに、」の下に「當該承認を受けた」を「當該」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一 第七十四条の十七に規定する卸販売業者等又は小売販売業者 同条に規定する帳簿

二 第百四十四条の三十二第二項に規定する同条第一項の承認を受けた者 同条第三項に規定する帳簿

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。
を「この条並びに次条第一項及び第三項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「本条及び次条第二項」

御名 御璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第七号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条の三」を「第十三条の四」に「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める。

第一章第六節中第十三條の三の次に次の二条を加える。

(指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例)

第十三条の四 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者(以下この条において「指定納付受託者」という)が同法第二百三十一条の二の二の規定による委託を受けた場合において、当該指定納付受託者が同法第二百三十一条の二の五第一項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を同項の指定する日までに完納しないときは、地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例によりその地方団体の徴収金を当該指定納付受託者が納付するものとする。

2 地方団体の長は、地方自治法第二百三十一条の二の五第一項の規定により指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をし、その残余の額について当該地方団体の徴収金に係る納税者は特別徴収義務者から徴収することができない。

第十七条の六第三項第二号中「期限後申告書」の下に「所得税法第二百二十条第一項に規定する所

得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときで、同項に規定する控除しきれなかつた源泉徴収税額又は控除しきれなかつた源泉徴収税額に対する納稅額がある場合において同項の額、控除しきれなかつた源泉徴収税額に対する納稅額がある場合において同項の額を含む。」を加える。

第二十三条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の五の二」を「第四十二条の十二の六」に、

「第六十六条の七」を「第四十二条の十二の七」(第一項から第三項まで、第七項第八項及び法第二十二条第一項、第一百二十五条第二項又は第一百二十七条第二項の規定により提出する申告書

を含む。」を削る。

「第六十六条の七」を「第六十六条の七」に改め、同号ロ中「及び第四十二条の十二の五の二」を「第六十六条の七」に改め、同号ロ中「及び第四十二条の十二の六」に、「の規定の」を「及び第四十二条の十二の七」(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。)の規定の」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の六の二」の下に「第六十八条の十五の七」を加え、同項第四号の四中「第六十八条の十五の五」を削る。

法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この款において同じ。)による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることとその他の政令で定める要件を満たすに改め、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。)による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることとその他の政令で定める要件を満たすに改める。

第五十条の六第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「本条及び次条第二項」を「この条並びに次条第一項及び第三項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、「この条並びに次条第一項及び第三項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項に改め、「又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等」を削り、同項第四号中「第三十条第五項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用について、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。第五十三条第五項、第九項、第十二項第一号及び第十五項中「第四十二条の十二の三第五項」を削る。

第七十二条の五十一第三項中「の金額」の下に「又は同項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座においてその年最後に行われた同項第二項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同項第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」を加える。

第七十二条の五十一第三項中「の金額」の下に「又は同項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座においてその年最後に行われた同項第二項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同項第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」を加える。

五百四十九条第一項第三号中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改め、同項第四号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和二年度基準工ネルギー消費効率」を「令和二年度基準工ネルギー消費効率」に、「百分の百十」を「百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

(3) 工ネルギー消費効率が基準工ネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において同法第二十二条第一項、第一百二十五条第二項又は第一百二十七条第二項の規定により提出する申告書

で適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第五十七条において「令和二年基準工ネルギー消費効率」という。)以上であること。

五百四十九条第一項第四号ロ(2)中「令和二年度基準工ネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和二年基準工ネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) 工ネルギー消費効率が令和二年基準工ネルギー消費効率以上である。

五百四十九条第一項第四号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「基準工ネルギー消費効率と十二年度基準工ネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ハに次のように加える。

(3) 工ネルギー消費効率が令和二年基準工ネルギー消費効率以上である。

五百四十九条第一項第四号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「基準工ネルギー消費効率と十二年度基準工ネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ハに次のように加える。

五百四十九条第一項第四号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「基準工ネルギー消費効率と十二年度基準工ネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ハを同号ハとし、同号ハ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハ(2)を同号ハとし、同号ハ(2)の次に次のように加える。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年

ガソリン軽中量車基準に適合する窒素酸化物の値の二分の二を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年

ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務災害に対する介護補償の額を改めるため提案する。

2 根拠法規

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項

3 条例の概要

- (1) 介護補償の額を引き上げることとした。（第12条関係）
- (2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(介護補償)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>171,650円</u>を超えるときは、<u>171,650円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>73,090円</u>以下であるとき限り。）<u>73,090円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>85,780円</u>を超えるときは、<u>85,780円</u>）</p> <p>(4) 略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>166,950円</u>を超えるときは、<u>166,950円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときにあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>72,990円</u>以下であるとき限り。）<u>72,990円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>83,480円</u>を超えるときは、<u>83,480円</u>）</p> <p>(4) 略</p>

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。

2 前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定を参しやすくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるようにこれを定めなければならない。

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の
一部を改正する政令（令和3年政令第49号）の規定による改正前のもの）

(介護補償)

第六条の二 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となつた障害であつて文部科学省令で定める障害に該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第七項に規定する生活介護（同号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として文部科学大臣が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があつた場合は、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十六万六千九百五十円を超えるときは、十六万六千九百五十円）

二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が七万二千九百九十円以下である場合に限る。） 七万二千九百九十円

三 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として文部科学省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万三千四百八十円を超えるときは、八万三千四百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があ

るとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が三万六千五百円以下であるとき有限る。）三万六千五百円

附則

(施行期日)
この政令は、令和三年四月一日から施行する。

- 2 改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

文部科学大臣 萩生田光一
内閣総理大臣 菅 義偉

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

御名 御璽
令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五十号

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令
内閣は、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

五	四
意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五十条の規定により規定された期間に係るものを除く。)を請求する者	意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五十条の規定により規定された期間に係るものを除く。)を請求する者
五意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五十条の規定により規定された期間に係るものを除く。)を請求する者	五意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五十条の規定により規定された期間に係るものを除く。)を請求する者
一件につき四千二百円	一件につき七千二百円

附則

この政令は、特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

経済産業大臣 梶山 弘志
内閣総理大臣 菅 義偉

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るために金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月十九日

政令第五十一号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るために金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るために金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るために金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣総理大臣 菅 義偉
経務大臣 武田 良太
財務大臣 麻生 太郎

資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五十二号

資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るために金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十六条第二項及び第二十七条並びに資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十五条规定第二十九条の二第一項、第三十一条第六項、第三十六条の二第二項及び第三項並びに第四十三条第二項ただし書、同法第四十四条及び第四十七条（これらの規定を同法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第五十二条の三並びに第五十八条の二第一項、同項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第一項ただし書並びに同法第五十九条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十三条」を「第十二条の二」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 刪除

第七条中「法第十四条第一項の発行保証金につき供託をすべき」を削り、「次に掲げる事項」を「当

該発行保証金保全契約の相手方が法第十七条の規定による命令を受けたときは当該前払式支払手段発行者のために当該命令に係る額の発行保証金が遅滞なく供託されるものであることその他内閣府令で定める事項」に改め、同条各号を削る。

第九条第一項中「次の基準日までに」を削り、同項第一号中「基準日において」を「直前の基準日（法第三条第二項に規定する基準日をいう。次号において同じ。）における」に、「法第三条第二項」を「同項」に「となつた」を「である」に、「供託した」を「供託されていない」に改め、同項第二号中「基準日に規定する法第二十三条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金の額（法第十四条第二項に規定する発行保証金の額をいう。以下この条において同じ。）が」を「直前の」に、「を超えている」を「が当該基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金等合計額（供託されている発行保証金の額、保全金額（法第十五条に規定する保全金額をいう。）及び信託財産の額（法第十六条第一項に規定する信託財産の額をいう。）の合計額をいう。第四号及び次項第二号において同じ。）を下回る」に、「当該超えている金額」を「供託されている発行保証金の額の範囲内にお

◇資金決済に関する法律施行令の一部を改正する
政令(政令第五二号)(金融庁)
1 発行保証金保全契約は、その相手方が資金決済に関する法律(以下「法」という)第一七条の規定による命令を受けたときは当該命令に係る額の発行保証金が遅滞なく供託されること等を内容とするものでなければならぬこととした。(第七条関係)

2 第二種資金移動業における資金移動の上限額を一〇〇万円に相当する額とし、第三種資金移動業における資金移動の上限額を五万円に相当する額とすることとした。(第二条の二関係)

3 資金移動業の種別の区分に応じた最低要履行保証額を定めることとした。(第四条関係)

4 履行保証金保全契約は、対象とする資金移動業の種別のほか、その相手方が法第四六条の規定による命令を受けたときは当該命令に係る額の履行保証金が遅滞なく供託されるものであることを等を内容とするものでなければならないこととした。(第一五条関係)

5 著者として、割賦販売法第三五条の四第一項に規定する指定を受けた者で、当該履行保証金保全契約に係る事業につき同法第三五条の九ただし書の承認を受けた者を追加することとした。(第六条関係)

6 第三種資金移動業を営む資金移動業者が負担することができる為替取引に関する債務の上限額を五万円に相当する額とすることとした。(第七条の二関係)

7 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(令和三年五月一日)から施行することとした。

◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する
政令(政令第五三号)(国土交通省)
1 特定損害保険契約の保険金額の下限を、一〇億八、〇〇〇万円に改めることとした。(第一條関係)

2 四〇〇万円に改めることとした。第二条

3 特定保険者交付金交付契約の納付金を、一、四〇〇万円に改めることとした。(第三条関係)

4 この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇介護保険法施行令等の一部を改正する政令(政令第五四号)(厚生労働省)
1 介護保険法施行令の一部改正関係
状態は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患(特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く)により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とすることとした。(第一条の二関係)

2 健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正関係

3 健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令について、所要の改正を行って、一に準じた改正を行うこととした。(第三条の三関係)

4 この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。
政令第四十八号
一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令
内閣は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令(昭和三十三年政令第八十四号)の一部を次のように改正する。
別表二号の項中「西御所町二番の五百六十二」を「正徳町五百三十五番十七」に、「正徳町五百三十五番の二十八」を「福地町六百二十番一まで、同市正徳町五百三十五番十七から三原市糸崎八丁目二百六十七番二十三を経て同市糸崎八丁目二百六番二」に改め、同表百九十一号の項中「千八百二十一番三二」を「二万八百二十一番三」に改め、同表百九十一号の項中「千四百一十番」を「二万一千四百二十一番二」に改める。

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣 菅 義偉

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第四十九号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十二年法律第八十三号)第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十六万六千九百五十円」を「十七万九千六百五十円」に改め、同項第二号中「七万二千九百九十九円」を「七万三千九十九円」に改め、同項第三号中「八万三千四百八十九円」を「八万五千七百八十九円」に改める。

令和3年第1回臨時会補正予算（専決処分）の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第1号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 民生費(項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費		3,887	3,887			
1	職員給与費 (職員課)						
	(款) 民生費(項) 児童福祉費 (目) 児童保育費						
2	子育て世帯生活支援特別給付金 (子育て支援課)	124,150	124,150				
	(款) 民生費(項) 児童福祉費 (目) 児童保育費						
3	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費 (子育て支援課)	15,700	15,700				

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活支援対策として実施する、国による子育て世帯生活支援特別給付金の給付事務に従事する職員に係る時間外勤務手当を増額するもの。
*決定過程 理事者調整(令和3年4月6日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活支援対策のため、国による子育て世帯生活支援特別給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。
*決定過程 理事者調整(令和3年4月6日)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活支援対策のため、国による子育て世帯生活支援特別給付金を支給することに伴い、報酬、会計年度任用職員期末手当、共済費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料を増額するもの。
*決定過程 理事者調整(令和3年4月6日)

令和3年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第2号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款 項 目) 事 業 名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他の	一般財源
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財政管理費					10,000	3,144
1	ふるさと基金積立金 (財政課)	13,144					
			寄附金を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費						
2	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (資産経営課)	949	国庫支出金 949	県支出金	地方債	その他の	一般財源
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、市役所本庁舎・分庁舎における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費						
3	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (情報推進課)	1,261	国庫支出金 1,261	県支出金	地方債	その他の	一般財源
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、オンラインによる非対面・非来庁型の会議等への更なる対応及び庁内用のウェブ会議環境を整備することに伴い、消耗品費、委託料を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費						
4	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (市民課)	60	国庫支出金 60	県支出金	地方債	その他の	一般財源
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、出張所における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費						
5	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (小出支所)	45	国庫支出金 45	県支出金	地方債	その他の	一般財源
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、小出支所における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費						
6	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (文化生涯学習課)	52	国庫支出金 52	県支出金	地方債	その他の	一般財源
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、市民ギャラリー、ハマミーナまなびプラザ、開高健記念館及び茅ヶ崎ゆかりの人物館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 男女共同参画推進費						
7	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (男女共同参画課)	101	国庫支出金 101	県支出金	地方債	その他の	一般財源
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、男女共同参画推進センターいこりあにおける感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				

令和3年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明						
8	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費	135	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
			135						
9	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (市民課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、市民窓口センター等における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)						
10	(款) 民生費(項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	100	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (こども育成相談課)		100						
11	(款) 民生費(項) 児童福祉費 (目) 地域児童福祉費	100	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (子育て支援課)		100						
12	(款) 衛生費(項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	227	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (健康増進課)		227						
13	(款) 衛生費(項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費	50	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (小出支所)		40				10		
14	(款) 労働費(項) 労働諸費 (目) 労働諸費	12	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、斎場における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (雇用労働課)								
14	(款) 農林水産業費(項) 水產業費 (目) 漁港管理費	33,863	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源		
	漁港維持管理事業費 (農業水産課)				25,300		8,563		
漁港北側駐車場・多目的広場等整備事業について、工事における発生残土の処理方法を見直したこと等に伴い、委託料、工事請負費を増額するもの。									
*決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)									

令和3年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第2号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明					
15	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費	246	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (消防総務課)		246					
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、消防署における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。					 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)			
16	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	1,036	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	学校教育指導関係経費 (学校教育指導課)							1,036
市内中学校の合唱コンクールを市民文化会館大ホールにおいて実施することに伴い、使用料及び賃借料を増額するもの。					 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)			
17	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費	20	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (教育センター)		20					
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、教育センター及びあすなろ教室における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。					 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)			
18	(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 学校管理費	2,321	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	施設設備補修費 (教育総務課)							2,321
松浪中学校の電動つり上げ式バスケットゴールについて、電動モーター部の修繕に伴い、修繕料を増額するもの。					 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)			
19	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費	90	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (小和田公民館)		90					
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、小和田公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。					 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)			
20	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費	99	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (鶴嶺公民館)		99					
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、鶴嶺公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。					 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)			
21	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費	50	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (松林公民館)		50					
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、松林公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。					 *決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)			

令和3年第1回臨時会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第2号)

(歳出)

(単位:千円)

項目番号	(款 項 目) 事業名 (主管課)	補 正 額	説 明				
	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			50				
22	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (南湖公民館)	50	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、南湖公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			42				
23	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (香川公民館)	42	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、香川公民館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 青少年対策費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			68				
24	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (青少年課)	68	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、事業実施に必要な感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 青少年施設費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			99				
25	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (青少年会館)	99	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、青少年会館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 青少年施設費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			259				
26	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (体験学習センター)	259	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、体験学習センターにおける感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				
	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 図書館費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			594				
27	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (図書館)	594	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、図書館における感染防止用品を購入するため、消耗品費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和3年4月9日)				

「報告第4号専決処分の報告について」の経過報告

事故発覚日 令和3年2月20日
 事故発生場所 市内集合住宅の駐輪場
 事故当時者 相手方 市内在住の男性
 当方 茅ヶ崎市

経過

令和3年2月22日 梅田中学校長より事故発生の連絡を受ける。

令和3年4月 1日 専決処分（示談の締結）をする。

示談内容

区分	茅ヶ崎市	相手方
損害額		60,000円
(算出内訳)		(修理費) 60,000円
過失割合	100%	0%
賠償額	60,000円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 60,000円×100% = 60,000円	